

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
1	市議会議員と自治推進委員及び審議会委員等の兼務について	1 市議会議員と自治推進委員、審議会委員等を兼務することの問題点を市長は示すべきである。	地域づくり支援室、総務課	自治推進委員は、区民を代表して行政との連絡調整及び協働のまちづくりの推進を図ることが任務であり、区及び自治区の長に委嘱しているため、市議会議員が自治推進委員を兼務することについては、法令上特に問題ないと認識しております。(地域づくり支援室) 市議会議員が市の審議会の委員を兼務することについても、法令上特に問題ないと認識しておりますが、市と議会の相互けん制機能を妨げないよう、法令等で審議会の委員の要件として、議員の立場を規定する審議会以外については、委員を選定する際に市議会議員を必要最小限にとどめるよう努めます。(総務課)
		2 市議会議員と自治推進委員、審議会委員等を兼務することの問題点を東御市議会議長は示すべきである。	議会事務局	法令上では市議会議員が市の審議会委員等を兼務することについて問題はないと認識しておりますが、近隣市議会等の状況等について確認してまいりたいと考えております。
		3 市議会議員と自治推進委員、審議会委員等を兼務することの問題点を東御市監査委員は示すべきである。	監査委員事務局	自治推進委員および審議会委員等の兼務について法令上における問題はないと考えますが、近隣市町村等の状況について確認してまいりたいと考えております。
2	男女共同参画計画事業の内容・主な取り組み、女性の登用の方途、条例15条苦情及び相談への対応について	1 地域づくり支援室は、「自治会等における」規約や役割分担の見直し・検討を促し女性の登用を働きかけることに取り組むことを提案。	地域づくり支援室	令和4年6月1日付け4企第43-2で回答したとおり、今年度11月開催予定の自治推進委員会から、実績値及び目標値を明記し、地域役員への女性の参画促進の理解、協力を図ります。
		2 「地域役員への女性の参画促進」「区三役、協議委員、公民館長」それぞれの女性の登用について、男女共同参画係が方途及び目標値を設けることによって、地域づくり支援室は女性の参画を推進することを提案。	人権同和政策課・地域づくり支援室	第2次東御市男女共同参画推進基本計画では地域役員への女性の参加促進の指標に「区三役、協議委員、公民館長の女性割合」を掲げ、目標を20%としています。(人権同和政策課) 1でお答えした通り、自治推進委員会資料に目標値を明記し、女性の参画促進を図ります。(地域づくり支援室)
		3 地域づくり支援室は、すでに把握されている女性蔑視事象に関して、必要な支援が行われていないことから、関係機関と協力し、適切な対応を図り、必要な措置を講ずることを提案。第三者機関の設置など苦情処理システムの構築について対応することを提案。	地域づくり支援室	苦情処理の適切な対応については、事象ごとに関係機関と協力し、適切な対応を図ってまいります。第三者機関の設置については、令和4年6月1日付け4企第43-2で回答したとおり設置の予定はありません。
3	地震動予測地図2020版、赤十字奉仕団及び分団の活動の広報について	1 地域防災計画等を新基準で見直すことを提案。 地震調査委員会の全国地震動予測地図2020版について、東信及び東御市の揺れを想定したデータについて調査することを提案。また、全国地震動予測地図2020版についての広報及び東御市の揺れ調査の結果を広報することを提案。	総務課	地域防災計画等を新基準で見直すことにつきまして、地域防災計画に該当する内容の修正は行ってまいります。 次に、地震調査委員会から出された全国地震動予測地図2020版にある東信及び東御市の揺れを想定したデータの調査内容につきまして、地震調査委員会へ調査内容等を確認し、広報についても検討してまいります。
		2 東御市赤十字奉仕団(日本赤十字社東御市地区会計における奉仕団交付金に係る奉仕団)の活動について、総務課として広報することを提案。		日本赤十字社奉仕団:日本赤十字社長野県支部東御市地区の事務局は「社会福祉法人 東御市社会福祉協議会(以下、社協という)」であり、社協で発行している広報を通じ市民に対して活動周知ができる手段があるため、改めて市で東御市赤十字奉仕団の活動に対する広報を行うことは考えていません。
		3 東御市赤十字奉仕団(日本赤十字社東御市地区会計における奉仕団育成費に係る奉仕団分団)の活動について、総務課として広報することを提案。		

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
4	消防団会計の公開、市民による地区防災マップ作成事業、災害時要援護者個別避難計画の作成について	1 区民へ回覧等による消防団会計の公開を提案。 また、消防団協力金とあるが、区による徴収は消防団費となっており、統一を提案。	消防課	頂いたご提案は、副分団長以上が集まる団本部役員会において、議題として取り上げ、協議した中で、「消防団各部と各区の判断により回覧を行うこと」となりました。 参考までに、称津地区を管轄する第3分団では、現在、回覧報告をしている部、回覧報告をしていないが区総会等で区民に報告している部、回覧報告をしていない部があります。これは部の再編に伴う消防協力金の徴収方法を一本化するため3年間の移行期間(R2～R4)を設けているためです。来年度からは一本化となるため統一した対応ができるよう調整してまいります。 また、消防団会計の名称につきましては、市内全67区と消防部23部がある中で、それぞれの区と部において使われてきている経過があることから、団本部役員会の中で確認はさせていただきますが、現在のところ名称の統一は考えておりません。
		2 市民による地域防災の取り組みを進めることを提案。防災士などによる防災マスター等の市民ボランティアの育成を図ることを提案。防災マスター等による地区防災マップの作成事業を提案。	総務課	地区防災マップを作成する際には、市民の皆さんと共に関わり合いながら取り組みを進めております。地区防災マップの作成には、県の専門員による支援があるため、ボランティアの育成は考えておりません。 市では、地区防災マップの作成については県事業の活用を推進していることから、防災マスター等による作成事業は考えておりません。
		3 個別災害時要援護者の避難計画を作成する情報を共有する関係団体・部署によるカンファレンス会議の開催を福祉課に提案。	福祉課	避難行動要支援者の個別避難計画作成に向けて、防災部局、福祉部局だけでなく、市内の居宅介護支援事業所とも連携して進めているところであります。 ご提案のありました関係団体・部署によるカンファレンス会議については、個別事例を作成する中で実施していく予定です。
5	男女共同参画行政推進会議、苦情への対応、女性のための法律相談について	1 男女共同参画行政推進会議の委員を課長・係長で構成し、施策の確認・実施状況・成果と課題を検証する質疑を行えるように充実すべきである。	人権同和政策課	男女共同参画行政推進会議の委員は、課長から推薦された課を代表する職員で構成しています。各課内で取り組む施策の実施状況について評価方法を変更する予定ですので、成果と課題の検証等をより充実させてまいりたいと思います。
		2 行政推進会議会長が会議を主催し、成果と課題を検証・評価することを提案。		行政推進会議の会長を人権同和政策課長が務め、成果と課題を検証・評価しております。
		3 各課が記載する事業評価においては、男女共同参画基本計画の進捗状況の評価が鮮明ではない。事業評価及び男女共同参画評価を取り入れるべきである。		令和4年度から令和8年度までの5年を計画期間とする第2次東御市男女共同参画推進基本計画に入り計画の一部が変わったため、「男女共同推進基本計画に基づく事業計画」のシートを新たにし、事業実績評価と共同参画視点評価の2評価を令和4年度事業から取り入れる予定となっております。
		4 すでに把握されている女性蔑視事象に関して、必要な支援が行われていないことから、関係機関と協力し、適切な対応を図り、必要な措置を講ずることを提案。第三者機関の設置など苦情処理システムの構築について対応することを提案。		2019年5月17日付事象につきましては、関係機関と連携・協力を図り必要な支援を行ってまいりました。 また、苦情処理に特化した第三者機関の設置は予定しておりません。
		5 女性弁護士による相談は内容を示していない。事業の目的は、女性のための法律相談、女性が直面している問題の法律相談である。女性のための法律相談を事業名称にすべきであることを提案。		DV、ストーカー、家庭問題、離婚問題は女性だけでなく男性も相談したい内容です。相談は女性に限定していませんので事業名称を「女性のための法律相談」に変更することは考えておりません。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
6	東御市人権施策の基本方針・基本計画に基づく令和4年度事業計画について	1 事業実績及び事業計画書は提案であり、人権尊重のまちづくり審議会の協議において決定がなされるべき。	人権同和政策課	人権尊重のまちづくり審議会において、前年度事業実績の検証、当年度事業計画の確認を明確に位置付け、PDCAサイクルにのっとり人権施策のフィードバックや事業の改善について努めてまいります。
		2 事業実績評価及び人権視点評価を行い、事業実績を取りまとめた評価機関や主体が評価を行うこと、及び事業実績評価と人権視点評価の相違について説明を行うことを提案。		事業実績評価及び人権視点評価については、昨年度、客観的な判断指標を用いた評価判断基準を整備しましたので、その基準により事業を行う主管課において主体的に評価しております。人権同和政策課において取りまとめを行い、各課とのすり合わせや、総合的な調整を行っております。今後も事業実績評価及び人権視点評価の相違については、審議会において委員の皆さまに丁寧にご説明してまいります。
		3 事業計画記載に即して実施状況・課題について記載すること、事業実績評価について、実施・ほぼ実施・不十分・未実施について記載すること、数値を記載すること、改善について記載することを提案。		事業の実施状況の記述については、いただいたご意見を参考に、よりよい評価となるよう、研究してまいります。
		4 人権視点評価について、配慮した人権尊重の視点について記載すること、日時や場所、内容等の設定の適切さについて記載すること、利用者等の評判の具体的な内容について記載することを提案。		
		5 東御市人権施策の基本方針・基本計画体系図における事業実績評価と人権視点評価、施策の展開における事業実績評価と人権視点評価の関係性について明らかにすることを提案。		「東御市人権施策の基本方針・基本計画体系図における施策の体系及び施策の方向」における事業実績評価及び人権視点評価と、「Ⅰ基本施策の推進における施策の展開及び、Ⅱ課題別施策の推進における施策の展開」における事業実施評価及び人権視点評価との関係性は、総論と各論の関係性にあると位置づけられます。
		6 「差別対応マニュアル」を策定すること、部落差別を許さないという趣旨を第一に記載することを提案。		「差別対応マニュアル」は、部落差別をはじめとするあらゆる差別を許さない、なくしていくことを趣旨に、差別事象が発生した際における市職員の基本的な対応などをマニュアル化し、職員研修の一環として位置づけるよう、現在作成を進めております。
		7 「差別対応マニュアル作成」に関する意見は令和4年度事業計画に反映させる必要があることを提案。		「差別対応マニュアル」の作成は、人権同和政策課の4年度事業計画として「Ⅰ基本施策の推進」18番に位置付けております。
		8 「計画的な研修」のために作成した「差別対応マニュアル」として計画に記載することを提案。		「差別対応マニュアル」の作成は、前出のとおり4年度事業計画の18番に位置付けられておりますので、人権同和政策課を中心に、関係課との連携を図りながら、計画的な研修に努めております。
		9 新規計画として、ヤングケアラーが抱える問題の把握、事態の確認、個別支援計画の策定、ヤングケアラー問題についての社会啓発等を記載することを提案。	子ども家庭支援室	ヤングケアラー支援に関しましては、今般の改正児童福祉法において、子育てに関する情報の提供や家事・教養に係る援助その他必要な支援を行う子育て世帯訪問支援事業を市町村の事業として位置づけること等により、ヤングケアラーを含む支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援の強化が打ち出されています。これらを踏まえる中で、第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせ、ヤングケアラーの支援に関する施策を体系的に整理したうえで次年度以降の行動計画へ反映して参りたいと考えています。
		10 上記1～9は事業評価の即時の反映であり、R4年度事業計画に関するものであることを確認することを提案。	人権同和政策課	事業評価の反映については、PDCAサイクルにのっとり前年度事業実績の検証、当年度計画の確認を明確に位置づけ、審議会における協議を通じ人権施策のフィードバックや事業の早期改善に努めてまいります。
11 人権施策に対する意見・苦情処理、被害者の救済、権利回復にあたる人権委員会を設置することを提案。	現在、人権問題のみを取り扱う委員会を設置する予定はありません。県の迷惑防止条例及び行政相談委員制度並びに人権擁護委員制度を活用し、人権問題の解消を図ってまいります。			

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
7	女性の健康週間、保健補導員名称変更周知、公民館分館役員の選出方法について	1 「女性の健康週間」が設けられていることの確認を健康づくり推進委員会等で行うことを提案。 福祉・医療が認知症当事者のおかれた状態から離れていることから、健康増進係・高齢者係等が地域住民の声を拾い上げる機会をつくることを提案。	健康保健課・福祉課	「女性の健康週間」は、女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を自立して過ごすことを総合的に支援することとして行われています。「女性の健康週間」に関することについては市報でお知らせしていますが、健康づくり推進委員会等でもお知らせしていきます。(健康保健課) 市においては、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域でご本人が希望をもって自分らしく暮らし続けることができるよう、地域で高齢者の生活を支えるしくみである「地域包括ケアシステム」を推進しております。 地域包括ケアシステムの取り組みの一つである認知症施策では、現在、医療と介護の認知症支援の専門職で組織をする「認知症初期集中支援チーム」において、認知症の疑われる方への適切な介入を行い、早期発見・早期対応に取り組んでおります。 また、「認知症サポーターの養成講座」の開催や市と警察との連携による「認知症見守りネットワーク」の実施により、地域住民による理解と協力を得ながら、認知症の方やその家族が安心して暮らしている地域への支えあいの体制整備を行うとともに、「認知症家族会」や「認知症カフェ」を開催し、当事者の方や家族が地域や社会とつながりを持ち、声を上げることができるような取り組みを進めているところですが、認知症当事者や家族の方も含め、地域住民が医療や介護が必要になった時にすぐに声を拾いあげ、早期対応ができるよう、市民に対し地域包括ケアシステムにおける事業や取り組みについて周知をしていくとともに、引き続き相談支援体制整備や認知症施策等の充実に取り組んでまいります。(福祉課)
		2 健康づくり推進員へ名称変更した点について健康づくり推進委員会及び講演会等で広報・周知することを提案。 従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する事業者と連携する「健康経営」を支援することを健康増進係及び男女共同参画係に提案。	健康保健課・人権同和政策課	令和3年4月1日より保健補導員会を改め、その役割をイメージしやすい「健康づくり推進委員会」へ名称変更しました。東御市健康づくり宣言にあります「自らの健康は自らつくる」意識の高揚と、健康づくりの役割を担い、家族そして地域の健康づくりの推進役として活動を行っています。引き続き、委嘱式や広報等で周知をしていきます。 「健康経営」は、企業で働く方の健康管理を戦略的に実践することであり、企業で働いている方が健康であることは、企業にとっても地域にとっても活性化をもたらすこととなります。そのため、働く方の健康づくりの一助になるよう、出前講座活用の推進を行います。(健康保健課) 働きやすい環境の整備について、実践している事業所を市が委嘱している「男女共同参画推進委員」が訪問し、市報等に掲載することで広く市民や事業所に周知していきたいと考えております。(人権同和政策課)
		3 各公民館分館役員の選出方法は、公民館活動のあり方に係わる課題であり、行政区ごとにおける選出方法について調査すること、報告を依頼することを提案。	生涯学習課	行政区ごとの選出方法についての調査のご提案につきましては、現段階では、調査の必要性が認められないことから、公民館分館役員の男女参画状況の調査結果を確認したうえで判断することとします。
8	カタログ福祉事業、「災害時支えあい台帳」、ヤングケアラー支援について	1 「東御市身体障がい者福祉事業回覧」について、東御市身体障害者福祉協会及び社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会の法人印が本物であるか確認することを提案。	福祉課	東御市身体障害者福祉協会及び社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会の法人印が本物であるかの確認についてですが、以下の通り回答を得ました。 ・東御市身体障害者福祉協会印について、間違いありません。 ・社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会の法人印について、間違いありません。
		2 「東御市身体障がい者福祉事業回覧」の支でないし組回覧を東御市のどの部署へ依頼しているのか確認することを提案。		「東御市身体障がい者福祉事業回覧」の支でないし組回覧を東御市のどの部署へ依頼しているのかについてですが、事業実施主体である日本身体障害者団体連合会(以下日身連)に確認をしたところ、下記の回答を得ました。 ・日身連から協力いただいている各区長へ電話等で連絡をし、協力いただける区や連絡のとれなかった区へ、事業への協力についての依頼文やカタログを送付しています。 ・また区長が代わる際には、連絡先変更に関する書類の記載・返送により把握をしています。
		3 「災害時支えあい台帳」に係るプライバシーポリシーを区長依頼文ないし「災害時支えあい台帳」手引きに記載することを提案。		各区による「災害時支えあい台帳」作成時における個人情報の取り扱いについては、社会福祉協議会と協力し、「作成の手引き」等を参考に、適切な取り決め(実施要綱の作成等)をいただけるよう働きかけを行っております。また、作成の手順及び携わる役員については、各区の状況により異なるものの、明確化し、取り決めを含めていただけるようご提案しております。以上の点を含め、今後も住民の皆さんにご理解いただきやすい台帳となるよう、各区と取り組んでまいります。
		4 要援護情報の回覧による提出方法及び提出先の組長の位置付けを明確にすることを提案。		
		5 ヤングケアラー問題を第2次東御市総合計画の施策に位置づけ、早期に取り組むことを提案。	子ども家庭支援室	ヤングケアラー支援に関しましては、今般の改正児童福祉法において、子育てに関する情報の提供や家事・養育に係る援助その他必要な支援を行う子育て世帯訪問支援事業を市町村の事業として位置付けること等により、ヤングケアラーを含む支援を要する幅広い子育て世帯を対象とした生活支援の強化が打ち出されています。 これらを踏まえる中で、第2期東御市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しに合わせ、ヤングケアラーの支援に関する施策を体系的に整理したうえで計画へ反映して参りたいと考えています。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
9	上田交通安全協会東御部会決算報告、脱炭素先行地域づくり事業について	1 先日回覧された「(回覧)上田交通安全協会東御部会からのお願い」「皆様からいただいた協力費はこのように活用されています」「主な活動について」の詳細を掲載して協力を依頼することを提案。また、広報安協東御で、各支会決算を含む決算報告を掲載することを提案。	生活環境課	「(回覧)上田交通安全協会東御部会からのお願い」については、具体的な活動や事例等を盛り込み、より詳しく分かりやすい回覧づくりに努め、市民の皆様にも今後ご協力をお願いしていきたいと考えております。 また、「広報安協東御」では、部会の決算報告を掲載しており、各支会の決算報告は、支会の総会資料にそれぞれ掲載しております。なお、地元支会の総会資料は、生活安全係から提供できますのでご利用ください。 脱炭素先行地域づくり事業に係る提案については、東御市の地域特性に応じて太陽光発電による再生可能エネルギーの導入拡大を中心とした取組みにより、電力消費に伴う二酸化炭素の削減を検討しています。 ご提案いただきました水道施設を使う小水力発電所の設置につきましては、当市においては今のところ考えておりません。
		2 東御市の地域特性を生かした脱炭素先行地域づくり事業を具体的に提案することを提案。例えば、水道施設を使う小水力発電所など大規模開発不要の事業を提案することを提案。		
10	市立図書館評価、審議会等開催新着情報、一般質問通告一覧表のHP掲載について	1 東御市立図書館評価について ①外部評価を実施することを提案。 ②年度取り組み目標を明記し、実施結果を記載。改善を記載した課題を次年度目標とすることを提案。 ③基本理念、コンセプトの事業・活動内容による実績報告書及び事業計画書を作成することを提案。 ④図書館協議会委員が図書館の運営に関し、諮問に応じ、意見を述べる協議会の議事を提案。	生涯学習課	①外部評価につきましては、諮問機関である図書館協議会が実施しており、例年9月に評価結果を外部評価欄へ記載の上、公表しております。 ②図書館評価は「東御市総合計画」及び「東御市立図書館基本理念」に基づき「取り組み結果」と「次年度目標」を作成しておりますが、今後、目標や改善策を明記できるよう、様式の修正を検討してまいります。 ③東御市図書館基本理念・コンセプトの事業・活動内容に基づき実績報告及び行事計画を作成しておりますが、より充実した内容を考えております。 ④ご提案のとおり、諮問に応じ意見を述べる協議会の議事を行ってまいります。 審議会等の開催予定のページにつきましては、これまでも情報が更新される度に新着情報欄に表示させてきておりますが、表示される情報は最大で10件までと、より新しい情報が優先的に表示される仕組みとなっているため、常にトップページ上に表示させ続けることができません。 トップページに表示されなくなった新着情報につきましては、トップページ上の「新着情報一覧」を選択いただきご確認ください。 ご提言の内容は、議会事務局へ伝えさせていただきました。
		2 審議会等の開催予定を新着情報とすることを統一することを提案。	企画振興課	
		3 一般質問通告一覧表をホームページに掲載することは実施しようとするれば可能。また、一般質問をネットで配信することはいずれ迫られるので、議会事務局に現時点では心がけておくことと確認するよう伝えることを提案。		
11	羽毛山の通学路、通学区について	羽毛山の通学路が危ない。交通量が増え、スピードを出す車もいる。それに加えて春夏は草木が生い茂っている。危ない、遠いを理由に親が送り迎えをしているが、補助も出ない。 安全面や距離のことも考え、羽毛山は、学区を北御牧地区か東部地区か選択制にしてほしい。	教育課	現在、通学区は、行政区を単位として定めておりますので、通学区を変更する場合は、羽毛山地区全体としての検討が前提となりますが、羽毛山地区からの要望はきておりません。市教育委員会としても、通学区の変更や選択制については予定しておりません。また、羽毛山地区の児童生徒につきましては東部地区の学校に通っている者は現在おりません。 通学方法としては、路線バスをご利用いただくことが可能です。通学費に係る保護者の経済的負担を軽減するための通学援助として、羽毛山地区も現金による援助の対象地区となっており、毎年支給しております。 該当の道路の管理については、県が管理する道路であり、毎年県が計画的に草木の伐採作業を行っておりますが、今後も道路の管理改善については、地区からの要望を踏まえながら、市から県へ要望を行ってまいります。 また、通学路の安全の確保については、保護者、学校、行政、警察等が連携して行っていくのですが、日常的な安全確保については、保護者が責任を持って行っていただく必要がありますので、よろしく願います。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要	所管課	回答内容
12	環境整備について	1 下八重原の主要幹線道路脇にある「せぎ」に蓋を設置してほしい。小中学生が登下校する際に、車をとまって避けている状況のため、大変危険である。	農林課	ご要望の「蓋」設置箇所につきましては、一般県道丸子北御牧東部線沿いの「大平屋酒店」様から羽山山方面に向かい、車道左側にある約240m間の用水路(八重原用水)であります。まず、この水路が「八重原土地改良区」が日常の維持管理を行っている「八重原用水」の本線の一部であることから、蓋を設置した場合に、日常の維持管理に支障がないか等について、土地改良区に確認し了解を得る必要があります。また、「農業用施設」である用排水路の改修等を行う場合(蓋付きの設置を含む)は、通常、その施設を利用する受益者の負担金が発生することから、事業を実施するにあたり、受益者との合意形成が必要となります。これらの点を踏まえて、市から八重原土地改良区へご要望の内容をお伝えしたいと思います。市としても、当該箇所が北御牧の生徒児童の通学路であること、また、県道であるものの、幅員が狭い箇所であることは把握しておりますので、関係機関と情報を共有して参ります。
		2 地元のサッカーチーム「アルティスタ浅間」のために、人工芝サッカー場を建設してほしい。市民にも開放すれば、大変良い運動環境になると思う。	文化・スポーツ振興課	現在、アルティスタ浅間のホームページを確認しますと、佐久総合運動公園陸上競技場をホームグラウンドとして試合を行い、スポンサーである(株)アイカムが作成した人工芝のグラウンド(小諸市)で練習をさせていらっしやいます。現状、すでに企業、個人、多くの方のご支援を受けながら整備された環境がありますので、ひとつのチームのために新たなサッカー場を建設することは難しいと考えます。アルティスタ浅間のアカデミーチームの練習場として東部中学校グラウンドやふれあい体育館が活用され、市内でサッカーのできる環境では東御中央公園グラウンドで多くの市民の方がサッカーを楽しんでいます。これらの既存施設を活用するとともに、今後も市民の皆さまに快適にご利用いただけるような施設の維持・管理に努め、運動環境の提供をしていきたいと考えております。
13	ドッグランについて	ドッグランが欲しい。散歩のために、芝生公園を訪れているが、芝生には入れないので、周りを何周かしている。芝生公園はインターの近くなので、ドッグランがあれば、県外の方も訪れるのではと思う。	生活環境課・文化・スポーツ振興課・建設課	東御中央公園の芝生エリアは、幅広い年代の皆様に安全に、安心してご利用頂くため、一定の利用ルールの中でご利用頂いております。ご要望の東御中央公園へのドッグラン設置につきましては、設置場所や維持管理及び運営面から設置は困難なものと考えております。
14	子育て支援について	1 東御中央公園の噴水の工事を夏に間に合わせて欲しかった。トイレが、下がタイルで清潔さがなく、使いづらい。子どもがおむつ替えのスペースから落ちてしまったので、道の駅のトイレを参考に、使いやすいトイレにしてほしい。	文化・スポーツ振興課	トイレの改修につきましては、今年度公園施設を長期的に利用するための公園施設長寿命化計画を策定しますので、この中で検討してまいります。(建設課)今年是一段と暑い夏を迎える中、くじら噴水を楽しみに来ていただいたにもかかわらずご利用いただけなかったこと、大変申し訳ありませんでした。工事ににつきましては、年度単位での事業となりますので、業者選定後の4月下旬からすぐに工事を開始し、利用が多くなる夏休み前には完了するよう進めた結果、7月16日から稼働させていただきました。最短のスケジュールで工事を進めたことにご理解いただくとともに、整備が完了したくじら噴水を今後もご利用いただければと存じます。(文化・スポーツ振興課)
		2 全国に誇れる素晴らしい助産所をもっと周辺地域に広めて継続を真剣に考えてほしい。助産所の利用が減ってきているそうなので、素晴らしいをもっと知っていただいて、東御市の売りにしてほしい。	市民病院	助産所事業につきましては、安定した事業の継続のため、地域のニーズに対応した助産所ならではのサービスの提供に取り組むとともに、パンフレットを子育て関係施設に配布するなど、助産所のサービスの周知にも努めているところであります。令和3年度の状況は、新型コロナウイルス感染症による産み控えもあり、分娩数は減少しましたが、母乳育児外来や産後ショートステイといった産後ケア等のサービスの利用者は増加しました。今後は、保健行政と連携して地域のニーズに応じたサービスの多機能化を図ることが重要と考えておりますので、助産師による妊産婦への訪問等の個別支援や子育て支援センターでの相談支援といった、行政と助産所が一体となった子育ての切れ目ないサービスの提供が東御市の売りとなるよう、取り組みを進めてまいります。
15	駐車場前の屋根について	雨や雪の対応として屋根があればいいと思う。	総務課	平成24年8月完成の現在の市役所庁舎につきましては、市民参画をいただき策定しました「東御市舞台が丘整備基本構想」に基づき、市民サービス向上や災害時の防災拠点として整備を進めてまいりました。当構想における基本方針の一つ「周辺環境に調和したデザイン」に基づき、東御市らしい周辺風景に配慮した庁舎とし、南側に大開口の窓を設けることで四季折々の移り変わりをパノラマに見渡せるようなデザインとしています。こうした経過からご提案の屋根の設置については、現時点で考えておりません。

市政への提言「私のひとこと」取りまとめ一覧表(2022年7月)

No	件名 (原文の件名と異なる場合があります)	提言の概要		所管課	回答内容
16	図書カードについて		市外在住者にも図書カードを発行してほしい。	生涯学習課	当館は上田地域公共図書館情報ネットワーク(東御市のほか、上田市、長和町、青木村、坂城町)の構成館であり、利用者カードの発行についてもネットワーク構成市町村に居住または通勤・通学をされている方と定めています。 例外として平成29年に調印した上田地域定住自立圏の協定を結んでいる立科町と嬭恋村に居住している方も現在はカード発行ができますが、その他地域に居住の方は原則としてカードの発行ができません。 上田地域情報ネットワークは構成市町村が負担金を出し合い運営している関係上、上記の方々には優先して利用いただけるようにしているため、ご理解をお願いいたします。 なお、当館資料の借受をご希望の場合は、お住まいの自治体の公共図書館を通して貸し出す『相互貸借』という制度がございます。この制度のご利用をご検討ください。
17	衣類などのリユース、旧北御牧で使っていたゴミ用ポリ袋、空き家対策について	1	ニュースで1人3点まで衣類を引き取りリユースに回すとやっていた。市でも同様の取り組みをしてほしい。月1回のゴミ出し時はゴミで処理されているのか。	生活環境課	資源物「衣類等」でお出しいただいたものはリユースしております。 お出しいただけるものは、市民カレンダーの「ごみ・資源物の分け方・出し方ポスター」をご確認ください。
		2	旧袋の使用に関して、「燃やせないゴミ」にも適用して、早い消費を促してほしい。		川西保健衛生施設組合の旧指定袋は、本来は令和2年12月から6か月間の経過措置終了後は使用不可としていましたが、残ってしまったものをお使いいただけるよう、ご承知のとおり「容器包装プラスチック以外のプラスチック」をお出しいただく際の透明ポリ袋に代わるものとして、お使いいただけるようにしました。用途の拡大は考えておりませんが、当面、上記取り扱いを継続します。
		3	すぐ隣が空き家で庭や裏の畑の木が大きくなってきて、困った状態である。市の空き家対策はどのような現状か。	企画振興課・生活環境課・建設課	市の空き家対策は、平成30年に東御市空家等対策計画を策定し、関係課において様々な対策を講じております。 提言いただきました、隣接の空家については、空き家の利活用に関するアンケート調査を実施し、市で運営する空き家バンクのご案内を行っていますが、現在のところ所有者から回答をいただいております。 また、空家を含む土地の適正管理については、市報とうみ等により所有者へ依頼しております。 草木の繁茂による越境等により生活環境に支障をきたしている場合には、当事者間での問題解決のため、市から所有者等に対し、申立者の連絡先等を記載した通知を送付しております。 現地を確認したところご提言の内容が確認できましたので、市から所有者に対し、申立者の連絡先等を記載し、土地の適正管理を求める通知を送付いたします。